

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
が休業日
の翌日)

目 次

◇ 告 示 青少年育成意識調査要領(青少年婦人課)

保険薬剤師の登録(保険課)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(五件)(〃)

土地改良事業の工事の完了(〃)

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)

土地区画整理組合の解散の認可(〃)

告 示

鳥取県告示第五百六十九号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、

青少年育成意識調査を次の要領により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

平成二年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 調査の目的

この調査は、青少年及び成人の意識並びに行動の実態を明らかにし、今後の青少年育成対策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査項目

この調査は、次の項目に関する意識及び行動の実態を調査する。

- (一) 興味、関心事、悩みについて
- (二) 友人関係について
- (三) 家庭生活、しつけについて
- (四) 地域とのかかわりについて
- (五) 行動、遊び、少年非行について
- (六) 学校生活、教育について
- (七) 青少年の役割について

三 調査対象

この調査は、次の表に掲げる学校に在学する生徒並びに同表に掲げる市町に居住する青年(年齢満十八歳から満二十五歳までの者をいう。以下同じ。)及び成人(年齢満二十六歳以上の者をいう。以下同じ。)から無作為に抽出された男女三、〇〇〇人(中学生及び高校生各六〇〇人、青年及び成人各九〇〇人)を対象とする。

区分	調査対象学校及び市町	摘 要
中学生	鳥取市立西中学校、同桜ヶ丘中学校、同中ノ郷中学校、米子市立東山中学校、同弓ヶ浜中学校、同箕畷屋中学校、倉吉市立久米中学校、境港市立第三中学校、国府町立国府中学校、河原町立河原中学校、気高町立気高中学校、北条町羽合町泊村中学校組合立北浜中学校、大栄町立大栄中学校、中山町立中山中学校、江府町立江府中学校	各学校とも 二年生
高校生	鳥取県立鳥取東高等学校、同鳥取西高等学校、同鳥取西工業高等学校、同岩美高等学校、同青谷高等学校、同倉吉西高等学校、同倉吉農業高等学校、同赤碓高等学校、同米子南商業高等学校、同米子工業高等学校、同境高等学校、同根雨高等学校、鳥取城北高等学校、倉吉北高等学校、米子商業高等学校	各学校とも 二年生
青年及び成人	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、国府町、河原町、若桜町、気高町、羽合町、三朝町、大栄町、西伯町、中山町、江府町	

四 調査方法

(一) 中学生及び高校生 知事が別に定める調査票に被調査者が記入する方法により行う。

(二) 青年及び成人 調査該当市町の長の推せんを受けて知事が委嘱した調査員が、知事が別に定める調査票を配布し、後日取

五 調査期間

平成二年七月一日から同月十四日まで

六 調査結果の公表

この調査の結果は、結果報告書を作成して公表するものとする。

集する方法により行う。

鳥取県告示第五百七十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成二年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
瀧 田 恵 子	鳥薬第七四三号	平成二年六月七日

鳥取県告示第五百七十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
ぬの皮膚科医院	倉吉市東巖城町五四	平成二年六月十一日

鳥取県告示第五百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、尾高井手土地改良区の定款の変更を平成二年六月十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百七十三号

岩美町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業鳥越地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成二年六月二十五日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
岩美町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十四号

赤碕町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）竹内地区農

道整備)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年六月二十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十五号

赤碕町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(一般)竹内地区暗きよ排水)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供す

る。

平成二年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年六月二十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十六号

赤碕町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(一般)竹内地区農業用排水)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年六月二十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十七号

西伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）猪小路地区暗きょ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年六月二十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
淀江町	農村地域農業構造改善事業小波地区農業 用排水	平成二年三月三十一日
中山町	農村地域定住促進対策事業林之峯地区農 道整備	"

鳥取県告示第五百七十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、倉吉市秋喜第二土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 組合の名称

倉吉市秋喜第二土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成元年六月十六日から平成三年三月三十一日まで

三 施行地区

倉吉市秋喜西町及び秋喜字大坪の各一部

四 事務所の所在地

倉吉市上井町一丁目七一四

五 設立認可の年月日

平成元年六月十三日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所及び倉吉市役所の掲示場に掲示して行う。

八 変更認可の年月日

平成二年六月十九日

鳥取県告示第五百八十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第四十五条第二項の規定に基づき、米子市皆生新田第二土地区画整理組合の解散を平成二年六月十九日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次